

第20章 金融検査の充実・強化のための方策

第1節 検査マニュアル等の整備

I 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の整備

(資料20-1-1~5 参照)

1. 趣旨・目的

金融機関の経営統合の進展によるシステム統合リスクの拡大などに、よりの確に対応するため、システム統合に係るリスク管理態勢についての検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したチェックリストを検査マニュアル別冊として公表した。

2. 検討経過

14年8月、検査局内にワーキンググループを設置し、日本銀行、金融情報システムセンターの協力を得て、検討を開始した。14年11月13日には、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)」を公表し、これに対するパブリック・コメントを募集した。この結果、6団体及び個人より延べ180件のコメントが寄せられたことから、当該パブリック・コメント等を踏まえ更に検討を重ね、14年12月26日に検査官向けの通達として発出・公表し、同日付で適用を開始したところである。

3. 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の概要

金融機関等の経営統合に係るリスクは多岐にわたって存在することを十分に認識した上で、

- ① 顧客との確実な取引確保のため、安定的かつ確実なシステム運営が必要であること
- ② システムダウン等が決済システムに与える影響が極めて重大であること
- ③ 営業基盤となる事務環境の整備なくしては、顧客に対して十分なサービスが提供できないこと

など、とりわけ事務・システムリスクに焦点を当てた内容となっている。

II 「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備 (資料20-1-6~9 参照)

1. 趣旨・目的

金融持株会社に係る検査マニュアルを整備・公表することにより、金融庁の検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融持株会社の自己責任に基づく経営を促し、透明な金融行政の確立に資することを目的として、平成14検査事務年度において、「金融持株会社に係る検査マニュアル」について整備・公表を行うこととした。

2. 検討経過

14年9月6日、金融庁検査局は、「金融持株会社に係る検査マニュアルワーキンググループ」を設置し検討を開始した。15年4月30日には、都合15回の検討の結果として「金融持株会社に係る検査マニュアル(案)」を公表し、これに対するパブリック・コメントを募集した。

3. 「金融持株会社に係る検査マニュアル(案)」の概要

金融持株会社は、その態様の違いにより、グループが抱えるリスクの特性やその波及形態も異なる。また、現実中存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区々であり、その結果、グループにおける管理態勢や持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。

こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように本マニュアル(案)を作成した。

金融持株会社の機能や役割に着目し、以下のような点について適切な管理態勢が構築されているか等を検証するためのチェックポイントを設けた。

- ① グループとしてのリスク管理体制の構築
- ② 持株会社による適切な資本政策（グループとしての適切な資本の維持・グループへの適切な資源配分）・増資に係る法令等遵守態勢
- ③ グループ内取引等の妥当性（傘下金融機関の健全性や取引の公正性等の観点）
- ④ グループとしての危機管理体制の構築
- ⑤ 顧客情報管理（グループ内での情報共有）の適切性

Ⅲ 金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂（資料20-1-10）

1. 趣旨・目的

（1）金融再生プログラム関連

14年10月30日に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定 of 厳格化を図るための方策として「資産査定に関する基準の見直し」等が盛り込まれたことから、引当に関するDCF的手法の採用及び引当金算定における期間の見直しについて、金融検査マニュアルを改訂することとした。

（2）その他の改訂

上記の改訂に併せ、本人確認法等最近の法令改正等に伴う所要の改訂を行うこととした。

（備考）今回の改訂は、預金等受入金融機関に係る「金融検査マニュアル」について行うほか、関連する項目については、その他の業態を対象とする検査マニュアルについても併せて改訂を行う。

2. 検討経緯等

金融検査マニュアル等の改訂に当たっては、日本公認会計士協会では、「DCF等検討プロジェクトチーム」を設置し、検討を開始したことから、金融庁としても、検査・監督当局の立場から、日本公認会計士協会と必要な調整を行うため、昨年11月、「公認会計士協会との連絡協議会（ワーキング・チーム）」を設置し、6回に及ぶ検討を行い原案を作成し、平成14年12月26日から平成15年1月27日までの間「金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂について」に対するパブリックコメントを募集した。その後、頂いた意見等を踏まえ表現等の改善を行い、2月25日、金融検査マニュアルを改訂し、検査官宛通達として発出・公表したところである。

第2節 検査監理機能の充実

検査監理機能の充実について

金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、その質的水準の向上や手続の透明性の向上を図り、金融行政に対する信頼を確保することが求められている。

また、平成11年の金融検査マニュアル公表後、保険検査マニュアル、証券検査マニュアル、投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルを順次、作成・公表しており、これら検査マニュアルの的確な運用を確保することが従来にも増して重要となってきた。

こうした要請に応えるためには、検査監理機能を充実することが不可欠であり、これまでの研修の充実、指導・審査体制の強化などに加え、検査マニュアルの的確な運用確保のため、検査立入前、立入中、立入後を通じた諸施策を充実・強化してきたところである。

検査立入前における施策

1. 金融検査マニュアル別冊の周知徹底

平成14年6月に中小企業の経営実態に応じた適切な債務者区分の確保を目的として作成・公表した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」が、検査の現場や債務者企業などに広く浸透するよう周知徹底に努めてきたところである。

具体的には、検査官に対しては、各種研修や会議を利用するなどして周知を図ったほか、金融機関に対しても、業界との意見交換会や研修会での説明に加え、各財務局等においても、各地区協会単位での説明会を開催〔全26回、延べ717金融機関が参加〕するなど、一層の周知を図ったところである。

一方、借り手である債務者企業に対しては中小企業庁等との連携により、広報誌等に関連記事を掲載するなど各種手段により周知に努めてきたところである。また、同年10月の金融再生プログラムにおいて、中小企業貸出に対する十分な配慮を図る観点から、中小企業の実態を反映した検査を確保するとともに、その趣旨・内容を周知徹底することが盛り込まれたため、同年11月からの2ヶ月間において、借り手企業に対する説明会を集中的に実施し、更なる周知を図ったところである〔14検査事務年度中で全254回、延べ382団体が参加〕。

2. 検査官の教育・訓練（第2章第5節参照）

当庁においてこれまで実施してきた総務企画局主催の金融検査実務初等、中等、高等研修のほか、専門研修や事例研修、2年目検査官に対するフォローアップ研修を実施するとともに、検査局においてもベテラン検査官が支店長役となる模範検査定研修を実施するなど、検査官に対する教育・訓練の充実強化に努めているところである。

3. 財務(支)局との会議等の実施 (資料20-2-1参照)

14 検査事務年度においても、財務局検査監理官等会議、東西ブロック会議を開催しているほか、本庁から検査指導官及び監理・指導セクションが全国の財務(支)局に出向き、可能な限りの機会を活用して意見交換を実施し、検査マニュアルの機械的・画一的適用の防止のための方策及び検査マニュアル改訂等についてその趣旨の徹底を図ったところである。

検査立入中における施策

1. 検査モニター

検査立入中に、バックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させず、検査班の影響を受けない形で経営者から検査に関する意見を直接聴く「オンサイト検査モニター」及び、今検査事務年度からはオンサイト検査モニターを補完する手段として、検査立入時から検査結果通知後10日以内(土日祝日を除く)の間で、電子メール等により検査に関する意見を受付ける「オフサイト検査モニター」を実施することにより、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。〔14 検査事務年度においては、オンサイト検査モニターを341件実施している。〕

さらに、本年3月の金融審議会・第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」において、検査モニター制度の実効性確保が盛り込まれたことを受け、クロス検査モニター(1)やフォローアップ・オフサイト検査モニター(2)を実施したところである。

- 1 検査モニターの実効性を確保するとともに、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂に伴いその定着状況を具体的に把握することを目的として、本庁検査局幹部等が財務局検査の現場に出向き、経営陣から直接に意見を聞くもの。
- 2 被検査機関(預金受入金融機関に限る)の検査に関する意見をより広く収集することを目的として、オンサイト検査モニターを実施できなかった先に対し、検査立入終了後、マニュアルの運用状況や検査執行状況等についての意見、感想等を求めるもの。

なお、その状況については、財務(支)局の検査モニターも含め、速やかに検査局長まで報告される体制となっている。

2. 被検査金融機関の経営陣との意見交換

立入検査の終盤において、検査班と経営陣並びに外部監査法人との間で意見交換による十分な議論を実施してきているところである。

検査立入後における施策

1. 意見申出の状況（資料 20 - 2 - 2 参照）

検査において意見の一致をみなかった案件処理のために平成 12 年 1 月から「意見申出制度」を導入しているところである。制度導入以降、15 年 6 月末までに 18 機関より申出があり、その内訳は、銀行 10、協同組織金融機関 6、証券会社 2 となっている（検査実施日ベース）。

申出内容は、236 事案の申出のうち、信用リスクに関するものが 215 事案、全体の 9 割を占めている。また、申出機関の意見が適切と認められた事案は 115 事案、約 5 割となっている（検査結果通知ベース）。

2. 意見申出制度の見直し

意見申出制度は、検査に関する制度的枠組みの変化や金融検査マニュアルの導入などを背景に、その質的水準の維持・向上及び手続きの透明性向上を図るため、検査監理機能の諸施策を補完するものとして運用しているものである。

今事務年度においては、本制度のより一層の円滑な利用を図る観点から、意見申出制度の見直しを実施したところである。

主な改正点は以下のとおり（下線は改正部分）

申出提出期限

原則として立入検査終了後 3 日以内（土日祝日を除く）、但し、提出期限延長の申出があれば、5 日を限度として提出期限の延長ができる。

提出先

代表者名において金融庁検査局長宛提出する。但し、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができる。

提出方法

立入検査終了時の意見交換において意見相違が明らかとなった事項について、必要に応じ疎明資料及び会計監査人の意見書等を添付の上、提出する。但し、期間内の提出が困難な疎明資料等については、申出書提出後、速やかに提出することができる。

（参考）意見申出制度の概要

（1）対象

12 年 1 月から「金融検査マニュアル」を適用した検査を対象に意見申出制度を試行的に実施し、その後マニュアルの整備と併せて、以下の業態にも順次導入しているところである。

（対象機関）

イ．預金取扱金融機関

ロ．保険会社

ハ．証券会社

ニ．投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者

(対象事案)

立入検査終了時の意見交換会において意見相違が明らかになった事項が対象となる。

なお、検査官と金融機関等との十分な議論が前提となっており、新たな論点・主張及び検査官個人に対する意見は対象外となる。

(2) 申出提出期限

立入検査終了後原則として3日以内(土日祝日を除く)とする。但し、提出期限延長の申出があれば、立入検査終了後5日(土日祝日を除く)を限度として、提出期限の延長ができる。

(3) 審理方法

全て本庁検査局(検査班とは別の専門セクション)において審理する。

原則として書面により実施し、必要に応じ申出金融機関等から事情を聴取する。

(4) 回答方法

検査結果通知に包含して処理する。